# 「電気事業の託送供給等収支に関する監査について (案)」について

#### (趣旨)

電気事業法第105条及び電気事業監査規程第5条(4)に基づく一般送配電事業者の託送供給等収支に関する監査において確認するべき事項を明確にするため、その内容を記した「電気事業の託送供給等収支に関する監査について」(案)(以下「本確認事項(案)」という。)(資料4-1)を定め、公表することについて、御審議いただく。

#### 主なポイント

## 1. 本確認事項(案)制定の背景

改正前の電気事業託送供給等収支計算規則(以下「託送収支計算規則」という。)では、送配電部門収支計算書等の作成にあたり、電気事業に係る総収益・費用から送配電部門の収益・費用を抽出するよう規定されていたが、昨年4月1日に施行された改正後の託送収支計算規則では、送配電部門の法的分離を見据えて、送配電部門の収益・費用を直接記載する規定となった。

したがって、送配電部門の法的分離がなされるまでの間においては、電気事業法第105条及び電気事業監査規程第5条(4)に基づく一般送配電事業者の託送供給等収支に関する監査において、電気事業に係る総収益・費用から送配電部門の収益・費用が適正に抽出されているかを確認する必要がある。

その際の確認事項を明確にするため、その内容を記した内規を策定し公表することとしたい。

### 2. 本確認事項(案)の概要

- (1) 送配電部門の収益に係る確認事項(本確認事項(案) 1. 及び4.)
- (2) 送配電部門の費用に係る確認事項(同上2.、3.及び4.)
- (3) 共用固定資産に係る確認事項(同上5.)
- (4) 離島供給収支に係る確認事項(同上6.)
- (5) インバランス供給収支に係る確認事項(同上7.)

# 3. 本確認事項(案)の用途

電気事業法第105条及び電気事業監査規程第5条(4)に基づいて本委員会が一般送配電事業者の託送供給等収支に関する監査を実施する際、確認するべき事項として用いる。

加えて、一般送配電事業者が公認会計士又は監査法人から託送収支計算規則 に係る証明書を取得する際に、公認会計士又は監査法人が参照する基準として 用いる。

以上